

# 戦後食糧供出問題と農民運動

—いわゆる「ジープ供出」を巡って—

永江 雅和

## 課題と研究史整理

本稿ではアジア・太平洋戦争後、連合国軍による日本占領下における食糧集荷（供出）問題を、主として農民運動との関連で検討することを目的としている。従来、戦後農民運動史研究は、農地改革を巡る土地解放運動にその焦点が当てられることが多かった。むろん、本稿で焦点をあてる食糧供出を巡る農民運動（以下供米運動<sup>1)</sup>）に対して言及がなかったわけではない。むしろ分析対象が広範化しつつある農民運動史研究の現状からすれば、供米反対運動は土地解放運動に次いで、言及の多い分野と映るかもしれない。しかし実のところ供米運動を、その占領期全体を通してまとめ、その運動の性格を位置づけようと試みた研究は、極めて少ないと言わざるを得ない。しばしば「ジープ供出」と呼ばれた戦後食糧供出制度に対する農民勢力の抵抗の図式を、従来の研究史を整理しながら、国内の食糧政策の動向と、そして占領政策の推移に沿った形で時系列的に整理することが、さしあたっての本稿の目的である。

## 1. 「新しい」農民運動としての供米運動

戦後の供出運動を農民運動史のなかに位置づけようとした代表的研究として、田中学の研究があげられる<sup>2)</sup>。まずは田中の整理にしたがって、戦後供米運動の現段階における把握を確認しておこう。終戦の年、1945年産米の供出において、政府は食糧管理法に基づく農家に対する統制経済的食糧集荷（供出）の継続を試みたが、現地農村では戦時期来の供出制度に対する不満が爆発した。政府の統治機構の弱体化と農村内部における村政民主化運動の展開、さらに同年産米の全国的不作の影響とも相乗して、全国規模での供米反対運動が昂揚したのである（第一次供米運動）。農民は政府の指定した供出割当量に抗議し、また「食糧緊急措置令」による強権発動を批判する形で、多くの農民が全国の県庁や地方事務所に押しかけ、①強権発動の撤回、②保有米確保、③農民の自主供出、④肥料・農機具などの確保、⑤隠匿蔵物資の摘発、⑥還元配給米の保障などを訴えた。また町村では町村政治の民主化運動と相まって町村内割当の不正（水増し割り当てや反別割など）を糾弾したの

だった。この第一次供米運動は各地で強権発動の撤回や延期を勝ち取り、また1946年6月に県、市町村内に食糧調整委員会が設置され、供出割当量算定に農民代表が参加する途が開かれるなどの成果を得た。この時期は、供米運動が最も隆盛した時期であった。

しかし翌1946年産米供出の時期に入ると、政府は「国民の食糧確保」の大義名分のもとに相次いで強権を発動し、1947年に入ると6月までの間に食糧管理法違反、食糧緊急措置令違反で強権発動を行なうなど、供出目標完遂に強硬な姿勢を見せるようになった。なかでも後述する三重県花岡町における強権発動と現地占領軍の介入は、供米運動の「転機」と位置づけられるものであり、その後供米運動は後退局面に移ったと評価されている。前述の食糧調整委員会についても、「農民の意思を反映させるという側面をもってはいたが、同時に国家（政府）による農民収奪という矛盾を、農民相互間の調整問題に転嫁させる役割を果たした」<sup>3)</sup>と、その成果の限定性が指摘されるのである。この1946年産米供出における、第二次供米運動敗北の原因として、田中は①花岡町に見られたような占領軍の介入、②農民運動中央指導部の供米運動の指導不足、そして③「自主供出が市町村食糧調整委員会による、町村内での自主調整に矮小化される傾向が生じたこと」を指摘している。

1947年産米供出以降の供米運動は、全国の農民運動を指導した日本農民組合（日農）が分裂を繰り返したことにも影響され、運動方針も分裂を余儀なくされた。ひとつは農民組合の主導のもとに、食糧調整委員会の中で自主的に割当を調整し、中央では政府に対する農政活動を強化すべきであるという、主として社会党系等の方針であり、もう一つは共産党の打ち出した貧農主導による隠し田摘発、飯米確保運動という路線であった。田中は前者を、大衆的運動を食糧調整委員会や農政活動に解消してしまうものと批判し、当時発生した耕作放棄問題を、こう

した運動路線の誤りの発露と位置づけている。一方で共産党指導による隠し田摘発についても、その大衆運動的方针を評価しつつも、結果として農民層を混乱させ、運動の展開を阻害してしまったと批判している<sup>4)</sup>。

またこの時期は農地改革の実施が本格化したことにより、農民運動勢力のエネルギーが農地改革を巡る土地運動に傾斜していった時期でもあった。土地運動と供米運動の関係についても、「農民組合が農地改革という大きな課題に取り組んでいたため、供出運動等の後退はそれほど目立たなかった」とされる。分裂した日農の運動方針については、社会党系＝主体性派の場合は、農政運動への傾斜が批判的に指摘され、共産統系＝統一派については、戦後当初は供米運動や税金運動という全農民的課題を最も重視していたにも関わらず、農地改革期を経てその運動方針が反封建運動、反地主運動に傾斜を強め、結果として供米運動のような反政府・反独占運動の隆盛の維持に失敗したと評価されている。

田中は供米運動を「激しい農民収奪に対する抵抗を基盤」にした戦後の「新しい質」の運動（反独占運動）であったと位置づけ、こうした運動が戦前以来の対地主運動の流れを組む農民運動（反封建運動）と並行して行なわれた点に高揚期農民運動の特質を見いだしている。しかし供米運動の一時の隆盛は「権力機構の弱体化という特殊戦後要因に負うところが大きであり、けっして自動的に発展しうる展望を持つものではなかった」<sup>5)</sup>と限界付けられる。田中はこの新しい運動と、戦前来の土地運動が「意識的に結合せしめられることを必要」としていたにもかかわらず、その後の農民組合勢力が主として土地運動（反封建運動）に傾斜していった結果、「その農民運動全体における戦略的位置づけは、結局なされないままであった」と総括している。

## 2. 供米運動と土地運動の相互関連

田中は土地運動を反封建運動、供米運動を反独占運動と位置づけて運動を整理し、農民組合勢力が次第に前者の運動に傾斜してゆき、反独占運動の流れを組織できなかつた帰結を、やや批判的な視座から整理しているのであるが、それではなぜ農民組合勢力が反封建運動へと傾斜していったのか、なぜ反独占運動を有効に組織できなかつたのか、その理路については明らかにしていない。したがって当然、二つの運動の「相互関連」のありようについても分析が行なわれていない。この問題に取り組んだのが大川裕嗣の論稿である。大川は日農の内部資料を用いて、占領期の日農指導部の食糧問題対応について精緻な分析を行なっている。

大川によれば、日農は大衆動員が高揚した1945年産米供出において、既存の食糧配給機構の破壊を含む食糧人民管理路線を採った共産党とは一線を画し、既存の供出機構への参加を通じて、個人割当の廃止、部落内割当の民主化などの実現を目指す方針を採用した。供出機構への参加を通じて、自らを食糧問題の解決の担い手として正当化し、組織の拡大と政策の実現をはかったのである。また同時にこの時期、日農左派の岡田宗司・野溝勝らがGHQ天然資源局を訪れ、政府による第一次農地改革案の不備を指摘している。そして機関紙、『日本農民新聞』（1946年1月）において「農地制度の根本改革は、供出促進、食糧確保、農村の民主化、農民の封建的束縛の打破等日本現在の農業機構に画期的な変革を」もたらずのものであると位置づけたのである。当時の日農は、政府と占領軍の提示する農地改革を一步進め、第三次農地改革を経ることによる社会主義農業の実現を展望していたわけであるが、当面の課題としては占領軍の権威も背景として、農地改革の実施に協力し、その結果として食糧問題が改善されることをア

ピールしたのである。この運動方針から考えれば、日農が政府の食糧供出制度に根本的な意味で対立することは困難であり、可能となるのが、制度への参加という形を通じた「運用の改善」に留まるものであったことは、必然であったということになる。つまり日農指導部においては、第一次供米運動の時点ですでに供米問題の後景化が織り込まれていたことになる。

1946年産米供出の第二次供米運動期に入ると、日農内では産別会議系諸労組のストライキ攻勢の影響もあり、一部に供米スト論が盛り上がった。しかし供米ストが農民運動に対する社会的支持の喪失に結びつくことを怖れた日農指導部は、農業倉庫などの段階で供米出荷の一部を留保するという、供米二割自主管理運動の動きを支持することになった。供米への協力姿勢を原則として維持しつつ、生産増加のための必需物資確保のために、一部出荷米の自主管理を農民組合主導で行なうべきであるという主張が、社会的に承認されることを期待してのものであった。ただこの「供米自主管理」という方針は地方によって、多少の幅をもって理解され、県連レベルでは指導部通りの解釈で運用されないものも存在した。この点は後述する。

こうした日農の方針に対する第1次吉田内閣の反応は、日農が想定していたものよりも、はるかに厳しいものであった。46年10月30日の地方官会議において、木村篤太郎法相は供米阻害行為に対する断固たる取締方針を示した。この方針の背景には占領軍の支持があり、政府は積極的に強権の発動に踏み切った。日農はこうした動きに反発しつつも、1947年3月1日、各県連合会に供米自主管理の中止を自ら通達せざるを得ないところに追い込まれてしまったのである。

第二次供米運動における政府の強硬姿勢と占領軍の介入の結果、供米運動が後退局面に転換したという事実認識において、田中と大川の間に相違はない。しかし大川はこの「後退」の原

困について言及をおこなっている。それは①占領軍の強硬姿勢に日農が対立し得なかったこと、②食糧事情が緩和し、供出問題が生存を巡る問題から経済問題へとシフトしたこと、③日農の分裂と内部対立による動揺、④傾斜生産方式の閣議決定により、日本経済の資本主義的再建について、国民的合意が形成されていたこと、である。①については、単純に占領権力に国内の運動勢力が抗することの困難性もあるが、前述したように、日農は農地改革においては占領権力を味方として改革に対する抵抗と向き合おうとしていた。従って農地改革で協力を仰ぎながら、供米問題では敵対するということの難しさが日農に限らず、当時の農民勢力全般にあったというべきだろう。②については筆者は少々疑義を覚える。この時期、食糧問題が生存水準から経済問題レベルに移行したこと自体は事実であるかもしれないが、それが運動の衰退に結びつくような程度の変化であったかどうか、判断が難しいし、大川論文でもその点十分な証明がなされているとは思えない。③については田中論文がむしろ重視した点であり、比較的広く知られている論点である。そして④について。これは供米運動の射程に関わる問題であった。田中は供米運動を「激しい農民収奪に対する抵抗」と位置づけたわけだが、重工業主導の経済復興が国民的合意であったとすれば、国民の飢餓を加速させ、食糧価格の高騰を招く、一定以上の供出制度に対する抵抗は、こうした国民的合意と乖離してゆくことになる。当時そうした意識がどこまで国民に共有されていたのかは、判定が難しい問題ではあるが、一部農民による閥利益の取得に対する反感は確実に一定程度、都市住民に浸透しており、日農指導部がこうした動向にも配慮せざるを得なかったことは想像に難くない。結果として以後の日農は、供米ストに代表される、供出に対する大衆闘争を自ら抑制し、農民の要求を、陳情活動や政策提示のような農政活動によって政府の農政に反映させてゆ

く道を選んでいったのである。

そして1947年産米供出に相当する昭和23米穀年度に入ると、食糧事情の好転にともない、食糧供出問題の地位低下が生じたという。1947年秋、GHQは割当事務の即行を求める覚書を発し、日農指導部も10月13日通達において「世界各国に於ける食糧事情並国内事情に鑑み我国の産業復興並国民生活の安定のために」「供出完遂のために全面的に協力する」と、政府の供出政策に対する完全な協力姿勢を打ち出した。日農の供出運動に対する指導力の低下にともない、供出を拒む大衆闘争は影をひそめ、以後、供出を巡る問題は専ら米価問題にシフトしていった。日農はその後の米価問題についても、米価算定における自家労賃の算入などを主張したものの、全体としては米価要求の算定根拠を充分に示すことができず、農青連や農業復興会議等にその主導権を譲り渡してゆくことになったのである。

大川の研究は日農指導部資料の詳細な分析を通じて、第二次供米運動以降における運動衰退の論理を明らかにしたこと、特に農地改革運動で占領軍に協力を求めた日農主導部が供出問題において占領軍と正面から対決することが難しかった点を指摘するなど、農地運動と食糧供出運動の相互関係を明らかにした点で、研究史を大きく前進させた。しかし大川の研究は、日農資料に接近した結果として、当時主導権を握っていた日農右派の動向に議論が集中しているように思われる。戦後再結成当初の日農は最右派である平野派から共産党系の左派までの寄り合い所帯であり、現地の活動実態は大川自身が指摘しているように、多様性を孕んでいた。本稿では日農左派寄りに属した地域における供米運動のいくつか注目する。

またこれは田中、大川の研究双方に言えることであるが、供米運動の分析対象時期が、主として占領前期の1947年産米供出の時期までに限定されていることである。その原因は田中においては農民運動が農地改革に傾斜していったこ

と、大川においては、食糧難の緩和が供米運動の後退をもたらしたことに求めており、ニュアンスはそれぞれ異なる。しかし筆者はこのような整理に少々違和感を覚えている。相対的に1945年産米～1947年産米供出に比べて1948年産米以降の、占領後期の供出が、その深刻の度合いを低下させた可能性を認めつつも、依然としてこの時期、供米問題は農村部において深刻な社会問題であったのではないか。それは現地レベルにおいて、供米を巡る紛争が、散発的とはいえ、繰り返されたことが証明しているといえないだろうか。この点を検討するために、本稿では1948年以降の占領後期の供米運動についても、焦点をあててみたい。

以上の点をふまえて、以下の節では従来の研究でも重視されてきた、初期供米運動における2つの事例（折原村・花岡町）、そして後期供米闘争における2つの事例（常東農民組合、日農栃木県連）を紹介することにする。ただし本稿で用いた史料のなかには、運動の当事者の手によるものが多く含まれている。史料批判が必要なものも含まれているが、可能な限り複数の史料と照合しながら叙述を試みたい。

その上で、以下本稿では供米運動を、主として占領軍の関与との関わりで中心に叙述する。供米運動を反独占運動であると理解するならば、占領期における「独占」の主体には、何よりも占領軍権力が含まれなければならないからである。無論、戦後日本資本主義の復興方針について、占領軍権力の方針はゆらぎを見せていたわけではあるが、そうした点も踏まえたうえで、供米を巡る農民運動が、占領権力とどのように向き合っていたのか。山田の遺した課題を継承し、大川の提起した論点を深めるためにも、この点の分析の深化が不可欠であると考えられるからである。

## 第1節 埼玉県折原村の村政民主化運動

### 1. 村政民主化の焦点としての供出問題

第一次供米運動の代表的事例として、田中・大川論文でも言及され、また近年では坂本昇による研究が存在するのが、埼玉県大里郡折原村（現寄居町）の供米運動である<sup>6)</sup>。折原村を含む大里郡寄居地区は戦前来、全国農民組合全国会議派埼玉県連（全農埼玉）の指導のもとで、活発な小作争議が展開された地域であった。当時から全農埼玉の指導者の一人であった北条英は、1933年の寄居事件で検挙された後、一時的に活動から身を引き、新聞記者などを務めていたが、終戦間際の1944年12月に記者を辞めて折原村に帰郷し、村政民主化運動を指導することになった<sup>7)</sup>。

当時の折原村では戦時期以来、村長 M が村政を掌握し、村農業会長、大里郡町村会会長などを歴任していた。M 村政下の供出制度は、M が県当局に対して「私の所は農村だから米の配給はお返しする」と、必要な量の配給さえ辞退し、郡内模範村として供出優良村として知られていたが、それは耕作面積で割当量を按分する「反別割」を実施し、村内非農家への配給量を1年平均1合1勺、最低時は7勺までに抑圧していた結果であったという。また「村の特配制度」と称し、当局からの割当にさらに1割を加えて供出を実施し、これが横領の対象になっていた疑いが濃厚であった。村民に対しては「本村は純農村だから食糧は来ない、百姓が米を配給されること自体間違ひだ、供出の出来ぬ様な奴は駄農だ」と「配給停止の剣を振り上げた」と記される<sup>8)</sup>。M 村政に対する批判は供出面だけではなかったが、村政への不満は供出問題に集約しつつあった。特に秋山部落では、戦時中の昭和19年産米供出の時点で一部農家による供出拒否が表面化しており、昭和20年産米麦

供出では、「米麦の保有消費面が判然とするまで部落として供出せず」との決議がなされ、集落をあげた供米運動が組織されつつあった<sup>9)</sup>。

このような情勢のなかで北条は村内反M勢力を結集し、1945年11月1日、秋山部落の神社社務所において折原村部落代表者会議を開催した。会議では村政民主化の実施組織として農民文化会の創設が決定された。同会の目的は「あくまで農村民民主化であり、M個人を対象としたものではない。M打倒はその段階である」と位置付けられた<sup>10)</sup>。その後、会の組織活動の結果、村内430数戸中、365戸の組織化に成功した同会は、11月22日、創立大会を開催した。この時講師として招かれたのは労働科学研究所長であった暉峻義等、農民運動指導者の渋谷定輔であったが、特筆すべきは占領軍「日本爆撃効果調査団本部」よりスピックス少佐外4名が参加したことである<sup>11)</sup>。占領軍のジープは暉峻らと共に2台のジープに分乗して会場に到着し、スピックス少佐は会の創立に対して祝辞を述べた。続く総会では、戦争中から続く同村Mを含む役職員全ての総退陣要求が決議されたのである。

また当日の緊急動議により、M等が横領している疑いのあった、隠匿物資の開放を要求することが決議され、翌23日、Mに対して供出物資の隠匿・闇売り・横流しの事実についての責任追及が行われた。Mは一度は事実を否認したが、その後農業会事務所において、スピックス少佐立会いのもとでの「人民裁判」が実施され、結果Mは物資の隠匿を認め、身柄を寄居警察署に引き渡されることになった。その後の警察の取調べによって、M元村長は1944年から45年の2ヵ年に渡り米292俵、麦480俵その他を、K村長は米1石9斗小麦24貫、押麦1石4斗を横領していたことが判明した。

M元村長の逮捕後、文化会幹事によって構成された折原村供出委員は、村内非農家及び転落農家に対する配給量を、それまでの1.1合か

ら2.07合へと増加させることを決定した。またすでに反別割によって決定されていた1945年産米供出割当897俵分を、家族人数、農業規模、土地の良否等外諸条件を考えて再計算することを決定し、完遂に成功したのである<sup>12)</sup>。

## 2. 占領軍との蜜月期の運動

折原村の村政民主化運動の事例は、戦時中、終戦直後の村政の不正、特に供出制度における隠匿・横流しに対して発生した農民運動として著名なケースであり、既に述べてきたように多くの論考で紹介されている代表例である。本村の事例が示しているように、敗戦により、農村部における行政への不満が最も表出しやすかった分野がこの供出問題であり、行政機構が最も弱体化した1945年において、この問題を手がかりとした村政民主化運動が発生したという点は、既に田中らの研究において明らかにされてきた点である。

占領軍との関連で重要な点は、北条等がこの時点で供米を巡る村政民主化運動を、占領軍の権威を背景として行なっている点にある。それはMに対して文化会員の1人が述べたとされる、次の発言に最も良くあらわれている。

「よろしい、貴様がさうゆう態度に出るなら、今マ司令部の立会によって、あきらかに人民裁判にかけてやる。男らしく覚悟して待ってゐろ」<sup>13)</sup>。

折原村に現れた占領軍は戦略爆撃調査団であり、軍政部部隊ではなかった。彼らは本来占領地統治に携わる部隊ではなかったこと、またこの時期は占領軍も日本国内の食糧問題の把握が終わっておらず、「統治」よりも「民主化」を重視する観点から、北条らの運動に対して好意的であった。しかしGHQも45年の冬を経ることで、徐々に供出の強化へと占領政策の舵を切ってゆくことになる。その意味で折原村の運動は、供米運動の占領軍との短い蜜月期間に実施

されたという、時期的幸運が作用したものであった。

そしてもう一つ指摘しておかなければならないのは、運動後の折原村が1945年産米供出を完遂したという事実である。北条らの運動は、横流し・隠匿・反別割という食糧供出制度の運用上の不正を追及したものであったが、当時の食糧供出制度そのものへの批判を運動に取り込んではいなかったことに注意する必要がある。折原村では民主化運動の結果、供出制度における不正を改め、文化会幹事を中心によって構成された、あらたな供出委員によって再割当が行なわれたが、それによって折原村への供出割当量が減じたわけでは当然なかった。北条は後日談として、こうして改めて決定された割り当てによってもなお、その完遂に農家は多くの犠牲を払う必要があったことを記している。

「もともと一俵の米麦すら供出したくない食糧関係の悪い折原村である。にもかかわらず、無籍米を置いたり、泥棒にあたり割当以上を取り立てたりした十九年度の苦い経験をもってゐる村民は、当局者が変わったことで一安心し自主性を発揮して供出完了を、自らの犠牲に於いてやったのである。その替り、指定倉庫に入れるのは危険だからと、各部落の倉庫に入れて、食糧の管理をやった。何とか理屈をつけて、強制供出をやり農民いじめの法律を作ったりすること自体が農民の供出を阻んでいる証拠である」。

供出が負担であること自体は変わらないが、不正の払拭による行政への信頼回復によって、村民が自発的に犠牲を引き受けたと、ここでは理解されている。しかし

「上から決められた農林省の村別割当量がどうゆう基準で縣や地方事務所や一般町民に及んできたかを、知らされたことがない（中略）村民は完全な農民管理、自主供出を腹の中で叫んでいる……」<sup>14)</sup>。

つまり村内における運用の改善だけでは、食

糧供出問題の根本的解決をなしえないことに、北条は気付きつつあった。第二次供米運動のスローガンとなる「農民管理」、「自主供出」が北条の心を占めつつあったのである。しかし現実には、その後の1946年産米供出以降において折原村で「自主供出」をスローガンとする、次節で述べる花岡町のような激しい供米運動が盛り上がったという記録は残っていない。北条の記録では、折原村ではその後、暉峻義等の指導を得ながら、農事改良や疎開者・復員者のための開拓事業に注力してゆく方向を見せている。

折原村農民文化会の設立大会において、暉峻は次のような講演を行ったという。

「これからの農業は科学的にやらなければならない。其の為には天気予報も活用するし、土壌の化学的研究改善もする。物事をもっと考へて、いわゆる創意工夫をしなければならぬ。また労働の合理化をはかり、食糧増産といふ切実な問題を中心として、農村百年の計を樹て、基本条件たる農地再分配の方途を考へることが絶対に必要である」<sup>15)</sup>。

つまり食糧問題の解決は農業技術の進歩と農地改革によって実現するという考え方である。この農業技術の分野に、農業の協同化といった経営面の「革新」を含みこめば、大川が明らかにした日農指導部の方針と大きな乖離はなくなるといえるだろう。北条は村内疎開者青年層の組織化を目的として、秩父郡釜伏山頂に近い小平と呼ばれる10町歩ほどの平坦地に、協同経営の開拓農場建設を計画し、農地問題の改善と協同経営の実現を目指してゆくことになる。

占領初期諸条件のなかで村政民主化運動を成功させた折原村は、まさに成功の条件そのものの制約によって、供出問題への正対を回避し、農地問題と農事改良問題へと傾斜してゆく道を選択していったのである。

## 第2節 三重県花岡町の供米運動

### 1. 自主供出路線の挫折

次に紹介するのは、三重県飯南郡花岡町（現松坂市の一部）における供米運動である。同町の事例は、初期供米運動衰退の一契機として田中論文でも取り上げられている。花岡町も前節の折原村同様、戦前来より小作争議の伝統を持つ地域であった。全農（全農全会派三重県連）を中心とする小作人組合の活動により、小作争議は一定の成果を挙げ、小作料減免、地主による自作農創設維持事業への協力などを引き出した経験を持っていた。また花岡町農民運動の特徴は、それが被差別部落運動との連携の上で実施された点にある。町内の被差別部落在住の小作農は、戦前も共産党に近い全農全会派に所属していたが、戦後も戦前からの農民運動の経験を持つ、被差別部落出身の農民指導者が、共産党の指導のもとで農民運動を指導したのであった<sup>16)</sup>。

戦後花岡町に結成された農民組合は当初、折原村同様、村政民主化運動に取り組んだ。運動の目標は地方選挙と農業会民主化に置かれ、その結果として1947年4月の町長選挙で共産党の長谷川多三郎を当選させることに成功した。また農民組合は日農に加入し、三重県連委員長に丸島浅次郎、町食糧調整委員長に河口初蔵ら、いずれも組合指導者を送り込むことに成功したのである<sup>17)</sup>。こうして順調な戦後民主化運動の船出を果たした花岡町農民組合であったが、1946年の供米運動において、深刻な挫折を味わうことになる。

花岡町では1945年産米供出については「供出も比較的軽く、割当量をそのままのんで供出したから、別に問題は起こらなかった」という<sup>18)</sup>。しかし翌1946年産米供出において供出量6,114石（推定収穫量8,963石）が地方事務所から提

示されると、花岡町食糧調整委員会、同町農民組合指導部は、この割当を過重であるとして、「自主供出」の方針でのぞむことを決定した。農民組合は46年10月より町内で実取調査を行い、その結果に基づく供出可能数量を地方事務所割当の約75%に相当する4,840石と算定し、これを自主供出することを地方事務所に申し出たのであった。これは前掲の大川論文が明らかにした日農中央の示した「自主供出」とはやや異なる方針であった。大川論文でも指摘されているとおり、日農中央の方針が現地では異なる解釈で運用されたことを示す事例と言えらる。あるいは花岡町農民組合が、当時の社会党の影響が強かった日農中央と異なり、共産党の影響が大きかったことも、こうした方針のズレをもたらす一因となったとも考えられる。

これに対して地方事務所は妥協案として、還元配給300石を約束する代わりに割当完納を求めたというが、町長選にも勝利した農民組合側はこれも拒絶し、県側が指定した期限である1947年5月15日に至っても、残り25%の供出がなされない状態となったのである。

こうした状況に対して、占領軍は前年の折原村とは異なる対応を見せた。三重軍政部バーンズ少佐は三重県知事宛に「生産見積は正しい従って供出割当は過重ではなく適正である。一部の者が扇動しているから供出しないのであり、食糧緊急措置令第11条を発動してすみやかに扇動者を処分せよ」<sup>19)</sup>と、供米促進を勧告した。これを受けた県は、花岡町長に対して強権発動による割当量達成を求めたのである。反発した町側は、県に対して抗議と説明を行なったが聞き入れられず、5月22日、松坂警察署に花岡町の供出関係者5名が出頭を命じられ事情聴取が行なわれる事態となった。この時、松坂署建物の2階には、軍政部将校をはじめ地方事務所長、司法関係者が集結しており、駐車するジープの存在によって花岡町関係者に圧力が加えられた。またその後、未供出の町内農家に対して、食糧

緊急措置令違反の容疑で検挙取調べが開始された。最終的に起訴されたのは遠藤陽之助（日農三重県連書記長）、河口初蔵（日農花岡支部書記長）、池端勘七（日農三重県連書記）、丸嶋浅次郎（日農三重県連委員長）、丸島良一（花岡町米穀検査員）、倉口芳三（日農花岡支部書記）の5名にのぼり、丸嶋以外の4名は8ヶ月～1年の実刑が確定した<sup>20)</sup>。

こうした占領軍、行政、警察の強硬姿勢によって、花岡町の供米運動は総崩れとなった。警察が一部供出責任者の検挙を開始すると、村内農家のなかに不足分の供出を行なうものが続出したという。その後も花岡町では1947年産麦、1950年産麦供出でも紛争が生じたと記録されているが、運動の退潮は覆うべくもなかった。町内での日農三重県連の指導に対する批判も強まり、一部農民勢力が日農を脱退して保守系の花岡町農民連盟を結成し、長谷川町長に対するリコール運動を開始した。このリコールは1950年に成立し、新たに民主党系の森本徹太郎町長が就任することになったのである<sup>21)</sup>。

## 2. 米日合作のジープ供出

花岡町の事例は、共産党系初期供米運動方針であった、農民委員会方式による「自主供出」運動の典型であり、そしてこの運動方針の「敗北」を意味する事例であった。日本政府は戦後の「供出制度の民主化」をアピールするなかで、農村からの積み上げ計算の正当性を認める含みを残していた。「自主供出論」はこの点を突いたものであり、特に花岡町のケースは協議会独自の生産量調査により、食糧管理制度の枠内での運動を組織したのである。

この運動を敗北に導いた最大の原因は占領軍（地方軍政部）の介入であった。花岡町の供米運動は、1945年産米段階では体制の整っていない地方軍政部が、本格的に供出問題に介入してきた代表的事例であったと言える。折原村の

事例に見られるように、当初占領軍を日本民主化の「解放軍」と規定していた共産党系日農指導者等は、この「敗北」に混乱し、その後しばらく供米問題に対する運動方針を立てることができなくなり、主として農地改革運動に傾斜するようになっていった。その意味で本事例は初期供米運動の敗北を決定づけた事件であった。

占領軍による供米への介入は、いかなるものだったのだろうか。三重県の史料から判明する、その実態について、少し述べることにする。前述の折原村に現れた占領軍は戦略爆撃調査団であり、占領統治に具体的責任のない部隊であることを既に述べた。しかしその後、全国都道府県に展開した都道府県軍政部部隊は、管轄地域の占領統治に一定の責任を負い、日本の地方政府を監視する役割を負ったのである。三重県に第8軍所属の第83軍政中隊の一部が進駐したのは1945年10月のことであったとされる<sup>22)</sup>。

これらの軍政部は毎月報告書を作成し、都道府県内の占領実態を記録している。1947年3月の三重県軍政部の報告書には次のように記載されている。

「現在の供出米調達計画を促進・援助することが、当局（三重県軍政部）の重要な活動の一部である（中略）当局のアドバイスにより、県は今月初旬計画の重要性を説き、その期限を確認させるため地方紙上において大々的キャンペーンを開始した。三月の第一週に、県は全体会議を開き、米供出の遅々たる状況に活を入れるために、より効果的な策を立てた。地方の担当官達は、地元の農民に食糧管理法取締規制の規定を伝達するよう指示された。供出率の低い農業地域はリストに挙げられ、当局係官同伴で県担当官が訪問し調査することになった。一、二の調査班が連日巡回した。特に、供出率の低い地域には、当局司令官同伴で県知事が出向いた。ある低供出米地域などは、調査班の訪問の後、六日間で、30%の供米率を上げた」<sup>23)</sup>。

以上の史料からもわかるように、地方軍政部

は占領政策の一環として、国内の食糧集荷の完遂に強い関心を示していた。場合によっては県庁に供米の促進を働きかけ、また調査の名目で供米不振地域に軍政部所属将校らがジープで訪れることが行なわれるようになった。これが「ジープ供出」と呼ばれたものの基本的実態である。地方軍政部の任務は、地方レベルでの占領政策実施の指導、監督、監視であり、地方行政に対する直接の命令権を持たなかった。しかし現実には地方軍政部が県の担当部・課に対して直接命令を下し、干渉を加えることがしばしば存在したことは、多くの研究が明らかにしている。地方軍政部の司令官等にとってみれば、自らの管轄地域における食糧集荷の達成率が、彼らにとっての「実績」と受け止められたことは想像に難くない。県行政に対する働きかけの程度については、全国で司令官ごとのエピソードが豊富に残されているが、当時の三重県軍政部司令官であったバーズ少佐<sup>24)</sup>も、他県の司令官に比べて供米問題への関心が低いわけではなかった、ということである。三重県においても、占領軍兵士が農家の庭先まで出てくることはほとんどなく、実態として占領軍における「現地督励」は、市町村役場のレベルに留まることがほとんどであったという<sup>25)</sup>。

従って時期的には早期であったとはいえ、三重県軍政部の活動が、他の都道府県軍政部にとって、著しく逸脱していたとは、現時点で言うことができない。花岡町農民運動勢力にとっての誤算は、占領軍、特に地方軍政部が、「解放者」としての貌だけでなく、「占領者」としての貌を覗かせる、その二面性の把握に失敗した点にあったものと言えるだろう。

さらにもう一点、「ジープ供出」が、戦後一時的に権威と機能を低下させた、日本の地方行政側の要望によって行なわれた側面も看過すべきではない。実際問題として「軍政部のジープ」が、市町村に出現することの、供出促進に与える効果は絶大であったため、なかには供米進捗

の遅れた市町村側から「ジープの姿をみせるだけでよいから」と占領軍ジープの出動を依頼する事例もあったというエピソードも残されている<sup>26)</sup>。「ジープ供出」には、占領軍と日本側の合作部分も存在したのである。

### 第3節 茨城県常東農民組合の供米運動

#### 1. 小作料減額闘争からの出発

ここまでは、既に研究史でも指摘されてきた占領初期、1946年産米供出までの供米運動高揚期の事例を述べてきた。しかしこの後、1948年産米供出以降における供出運動の事例は従来あまり注目されてこなかった。ここでは占領後期、あるいは農地改革期における供米運動として注目される事例を2つあげることにしよう。まずは、単独組合として国内最大級の活動で知られた、茨城県常東農民組合の事例である。

常東農民組合は1946年1月15日、茨城県鹿島郡鉾田町（現鉾田市）において結成された。指導者となった山口武秀は1915年生まれ。中学を退学後、戦前は小作争議を中心とする農民運動を行なった経験を持つ。山口に主導された鉾田町の農民運動は終戦の年、1945年に小作料減免運動を開始した。当時小作料は既に実質金納化が進んでおり、全国的にはこの時期小作料減免運動はあまり多く見られた形ではなかったが、山口はこの経緯を次のように説明している。

「小作料の減免はそれほど問題ではないという考え方もあった。だが、農民はやはりそれを問題としていた。なぜならば、小作料があるかぎり、その分だけは、自己保有米の有無にかかわらず、すべて供出対象とされ、取り上げられたからである。そのうえ、小作料をもとにして地主保有米が取られ、それが一般の供出割当てをいっそう過重なものにしていた」<sup>27)</sup>。

戦時期以来の供出割当制度は、当初地主小作

関係を前提に制度が設計されていた。小作農家は、まず収穫量から現物小作料部分を地主供出分に回し、地主は自作部分と小作料部分から自家保有米を確保する。小作農家は小作料支払いの残余部分から自家保有米を確保する計算が行なわれたため、小規模な小作農家のなかには小作料支払いによって、自家保有米を確保できない農家も生じる可能性があった。山口はこの点を問題とし、農家の生存水準を維持するための、自家保有米確保を目的とする、小作料減免運動を展開したのである。このように戦時中からの供出制度の矛盾をベースに運動を組み立てた山口の着眼点は、全国的にも優れたものであったといえる。ただしこの事例からも分かるように、山口は戦前からの農民運動経験者共通の特徴として、当初は対地主の運動である反封建運動を基盤として運動を組み立てていた。組合結成当初、反独占運動を目指す共産党から、日農への不参加を打診されたことがあったと山口は述べているが、「全体の農民がたたかえるためには、まず小作農民がたたかえる状態を作るべきではないか」との考えから、日農へ参加することになる<sup>28)</sup>。

このように出発した常東農民組合は、茨城県における第一次供米運動の一角を占める活動を展開することになった。1945年産米供出における政府の強権発動方針に抵抗し、46年3月29日、強権発動反対の県農民大会を主催した常東農民組合は、延べ5,000名の動員と三日間に渡る交渉の結果、県による強権発動の撤回に成功した。また同組合は銚田近隣の15か町村の農民を組織し、これらの町村での村政民主化運動を推進した。その過程で町村の供出委員に組合員を参加させることに成功していったのである<sup>29)</sup>。

しかし1946年産米供出に入ると、同組合の活動において供米運動に関する記述が目立って減少する。第二回大会においては、議題は農地改革の徹底的遂行に重心が置かれ、供出問題は明らかに後景に退いている。なぜ供出運動への取

り組みが弱くなってしまったのか。原因のひとつとして、1946年に入り、GHQによる「農地改革の覚書」が発表されると、県内において地主による小作地引き上げ問題が頻発した結果、常東農民組合は当面の問題として農地改革の推進と、これに対する地主層の防衛行動への対処を主要な課題としなければならなくなったことがあったとされている。また常東の場合、指導者山口自身が当初地主制に対する批判意識に基づいて運動を開始しており、供出運動も反封建の一環として位置づけられていた。したがって、反封建運動の「本丸」である、農地改革問題が浮上した場合、組合の運動が農地問題に傾斜してしまったこと自体は、不自然な流れではなかった。

しかし一方で山口は、初期に隆盛した供米運動のその後の方針について、迷いを感じていた。1947年2月の日農第2回全国大会前日の中央委員会において山口は、今後の供米運動の方針について、当時常任委員であった岡田宗司に見解を求めたが、満足のゆく回答が得られなかったと回想している。岡田に限らず花岡町の事例のように、地方軍政部が供米督励に乗り出してくる情勢のなかで、日農が供米協力方針に転じつつあったのは既に述べた通りである。

「私は（中略）また、供出闘争のゆきづまりについても考えていた。強権発動にたいする撤回要求のばあいは成功した。しかし、一般の供出割当を実際に軽減する方法となると、どうにもわからなかった。権力と正面からつきあたる供出闘争における戦術は、いかなるものになってくるのか。それについても、（日農）本部から教えてもらいたかった」<sup>30)</sup>。

いずれにせよ、農地改革運動の高揚のなかで、山口は農地改革終了後の農民運動の推進プランについて、方向性を見出せないでいたのだと言えるだろう。しかしこうした状況に変化を与えたのが1948年3月に発生した「税金旋風」であったという。多くの農家が所得税の更正通告を

受けるなかで、常東農民組合は麻生、水戸、竜ヶ崎等の税務署において、更正決定の取り消し、税額減額のための運動を展開したのだった。この税金運動は、従来の組合員であった旧小作層だけではなく、中農層以上の幅広い農家からの支持を得ることになった。これによって常東組合は1948年11月の第4回大会において活動方針の転換を明らかにした、それは次の宣誓文によって明らかである。

「土地問題において農村封建勢力の排除につとめてきたわれわれは、税金、農業計画問題などの重大化と共に、主たる闘争対象を政府及び自治体、またそこに現われる官僚の封建的支配に転ずるものである。したがって、われわれの組織は、従来の小作農中心の結合体から、農民全体をふくむ広汎なものへと発展しなければならない」<sup>31)</sup>。

文中に「封建」の文字は見られるが、内容的には明確に反独占運動に傾斜した運動方針である。反封建運動から反独占運動へと運動の主軸を移行させることによって、より広汎な農民運動を展開できる可能性を見出した山口は、1949年反独占理論を唱える共産党へと傾斜し、山口自身共産党に入党したのである。

しかし「反独占」理論に共鳴して入党した山口にとって、当時の共産党の農民運動指導は期待を裏切る展開をみせていた。1946年産米供出を巡り、花岡町でみられたような「敗北」を喫した共産党は、以後、供米運動に対する指導方針を迷走させていた。その代表的な指導が、「かくし田摘発」であった。これは農家が、町村に未申告の田畑を開墾し、供出を逃れる行為を、農民組合自らが摘発しようとする行為である。山口にとってこの方針は、運動の反封建路線への退行としか移らなかつたようである。山口は戦後の農民運動が権力との正対を避ける路線を採り続けた結果が、供米運動の衰退を招いたのだと考えていた。それは次のような文章から見て取ることができる。

「権力に擁護されたかたちの土地闘争のなかで育ってきた農民組合は、その温室育ち的な性格からしてなかなか権力と正面から対決する供出闘争をたたかうことができないのだとされていた。権力と正面衝突し、それを受け止め、はね返す力が必要なのに、それがわからない。そのために供出闘争はなかば意識的に避けられていたわけなのだ（後略）」<sup>32)</sup>。

以上のような農民運動の反独占路線への転換について模索する山口が着手したのが、1949年産米供出における供米運動であった。これは1949年12月の組合座談会において、鉾田町における1949年産米割当が、前年度から導入された食糧管理臨時措置法に基づく事前割当制度の手續きに則っておらず、その供米割当の方法に法的不備があるとの報告を受けたことに始まった。手續きの不備とは「事前割当をつくるときには農民の意見をきかなくてはならないのに、それが行なわれていない。割当の公表もなされていない。事前割当が作付後になされていた。そのうえ、割当への異議申立も補正申請も受け付けず、審議もしていない有様」というものであった<sup>33)</sup>。この報告を受けた山口は、町役場、地方事務所を訪れ、手續きの不備を指摘し、供米割当の「無効を宣言」したのである。

「割当無効を宣言し、関係当局および農業調整委員会がこの割当に関してもつ権限を否定し、運動のなかで自主的な農民の委員会をつくって、町村当局と対峙させる。そして各町村のそれを郡農民会議にまとめて地方事務所と対峙する。さらに県農民会議に発展させる——これには、常東で四、五十ヶ町村をかため、常総で一〇ヶ町村内外を立たせることができれば、それをキソとして闘争を全県的規模のものとなしうる」<sup>34)</sup>。

当時問題になった食糧確保臨時措置法とは、1948年7月20日公布・施行された時限立法であり、それまでの事後割当制から、作付前の事前割当制を導入し、収穫確認後に実収減に応じて

補正割当を行なうという、供出制度の改正を根拠付ける法律であった。しかし現場ではその制度改正に充分に対応できておらず、従来の事後割当同様の手法で1949年産米供出割当を実施した町村が少なからず存在していた。山口の運動はその制度改正期における行政の運用上の不備を突いたものであった。

以上の運動方針に基づき、常東農民組合は活動を開始し、同時に山口は1950年1月10日に実施された常総農民組合大会にも出席し、この供米運動の支持を取り付けた。しかし、この供米運動は山口の予想を超える苦戦を強いられることになった。まず、当初40~50と見積もられた常東支部の参加が実際には30余支部に留まった。常総農民組合に至っては結局具体的な活動がほとんど起こされなかったという。山口による、次の記述が興味深い。

「ところが要、八代、息栖、武田、秋津、豊津、酒門など、いつも常東運動の先頭を切っていた強い支部は立ち上らなかつた。これはそれらの支部はいつでも組合から村長を出していたことが直接原因である。そしてこのことが運動を全県的に発展させえない結果をもたらしたのである。組合から農業委員会の委員の多数を出しているところも、わりにその運動が弱かつた」<sup>35)</sup>。

つまり、それまでの常東農民組合の活動成果として、村政や農業委員会に多くの組合員を送り込んでいた町村では、それゆえに町村の行政権力を根本から否定する運動を形成することが難しくなっていたといえる。また運動に立ちあがった三十余支部についても、状況は思わしくなかつた。食確法の規定通りに、割当が行なわれなかつた、手続き上の瑕疵を行政側に認めさせ、若干の割当修正を獲得するところまでは行っても、それを供出の拒否にまで結びつけることは困難であったのである。

「なぜならば、交渉とは別に、それが形式としては法定供出にしる自主供出にしる、個々の

農民への督励が執拗におこなわれて、運動は足元から崩され、供米は当局のねらいどおりに進められたからである」<sup>36)</sup>。

当時すでに食糧危機は緩和しつつあり、闇価格と政府売渡価格との格差も縮小しつつあった。また早期供出奨励金や超過供出奨励金など、各種の奨励金により、農家の供出インセンティブはそれなりに向上しつつあったといえる。割当数量そのものに大きな無理がない状態で、手続きの不備を指摘し、割当を多少減免することは可能であったが、供米ストと呼ばれるような完全な供出拒否を実行する条件は、結果論ではあるが未形成であったと言わざるを得ないだろう。

とはいえこうした状況の中で、常東農民組合本部のある銚田町と延方村の2支部については、最後まで供米運動を貫徹した。銚田町では1950年2月から3月にかけて繰り返された地方事務所、食糧検査所、町役場からの深夜にまで及ぶ個別農家への督励活動を組合員が現場で阻止し、地方事務所への抗議デモを展開した。延方村では個別農家への訪問督励に抵抗するため、「部落全員で家を留守にして一切の交渉の応じない戦法をとったが、のちには全員が一ヶ所に集合して、そこに敵をよび寄せ、そのうえで撃退する戦法をとるようになった」のであるという。村当局による強権発動も、組合の抗議によって阻止することに成功している。5月に入ると地方事務所は「供出した分をすぐ還元配給したと云うことで、このまま処理してしまうから、割当1俵について供出代金と配給価格の差額金600円宛を出してくれ」という妥協案を提示したが、これも拒否し、結局1949年産米に対しては、割当に対し「二千俵を非供出のまま農民の手に確保」という結果を迎えたのであった<sup>37)</sup>。

## 2. 反独占運動への模索

1949年産米を巡る常東農民組合の供米運動は、

事前割当制の手続き上の不備をついたものだった。運動の指導者である山口武秀は当初、反封建運動の一環として供米運動に取り組むようになった。しかし第二次供米運動の全国的敗北を目の当たりにし、一時は供出問題を回避し、当面農地改革運動に取り組むことになる。しかしその後の農民運動の展望を見据えた上で、供出問題を改めて反独占運動の手がかりと捉えなおして実施したのが1949年産米を巡る供出運動であった。単独の農民組合が絶え間ない運動の推進のなかで、運動の性格を自ら「ギア・チェンジ」することを試みたという一点をみても、山口の運動家としての傑出した力量を見ることができる。

しかし1949年産米を巡る供米運動の評価は難しい。30余町村において、割当手法の不備を行政に認めさせ、2町村においては供出の一部を最後まで拒絶した、という成果は存在した。それは山口自身にとってみれば、その後の反独占運動の道筋を示す一歩であったかもしれない。ただ供米問題に限定してみれば、茨城県内の2町村が一部の米の供出を最後まで拒絶したという、その事実の社会的影響力をそれほど高く評価することは難しい。これはやはり大川裕嗣が指摘したように、当時の食糧事情の緩和と、食糧供出問題の後景化が1949年産米供出段階では顕在化していた結果であると思えるべきだろう。

さらに指摘されるべきは山口の残した当時の供米運動に、占領軍の影がほとんど見られないことである。茨城県の地方軍政部が供米督励に不熱心であったわけでは、もちろんない。同県軍政部も1946年から47年にかけて、活発な供米督励活動を行っていたことが知られている<sup>38)</sup>。にも関わらず、山口の供米運動と占領軍権力が正対する局面が極めて少なかった理由として、ひとつには山口自身が占領軍権力の強大さを過小評価せず、対決を慎重に回避していた可能性を指摘することができるだろう。またもう一点として、1949年産米供出という時期の問題を指

摘することもできる。1949年には7月に軍政部が民事部と改称され、さらに11月には業務が関東民事部に移管される時期に相当していた<sup>39)</sup>。したがって同年産米の供出時期は、占領軍権力のいわば縮小時期に当たっていたのである。このタイミングを山口が意図して行動を起こしたのかどうか、今回は確認できなかったが、いずれにせよ占領権力の縮小と、食糧問題の緩和が、同組合に対する占領権力の介入が回避された原因であった可能性は高いのである。

最後に運動の限界面として、山口が構想した供米スト構想が、他ならぬ常東農民組合出身の町村長、農業委員たちによって支持されなかった点について言及しておきたい。常東農民組合は初期の村政民主化運動によって、町村行政に多数の組合員を送り込むことに成功した。市町村行政の責任を担うことになっていった彼らは、その後、山口が企図した既存行政権力の否定に結びつくような、よりラディカルな運動方針に追従することはできなかったと見るべきだろう。常東農民組合は農地改革運動で多くの成果をあげた組合でもあった。そして現地農村において農地改革の社会的受容の正統性が食糧の増産にあったと考えれば、「供米スト」という戦後自作農の農地所有の正統性をゆるがす運動方針に、にわかに同意できなかった可能性が高いと思われるのである。

## 第4節 栃木県の供麦反対運動

### 1. 異質な1950年産麦供出

前節で述べたように、日本の食糧事情の緩和は1949年には明らかになっており、農民運動における供出問題の後景化は明らかなものになりつつあった。占領軍もこの問題に対する介入を弱めつつあったなかで、突如異質ともいえる緊迫した供出が行なわれたのが、1950年産麦供出

であった。戦後食糧供出史における最後の徒花となったこの供出については、全国において断片的叙述が見られるが、今回はこれに対して抵抗を試みた、栃木県南犬飼村（現壬生町）の事例を紹介することにした<sup>40)</sup>。

この南犬飼村の農民運動を指導したのは日農栃木県連の浜野清である。浜野もこれまで紹介してきた各地の指導者と同様、戦前来の小作争議の経験を持つ人物であった。終戦後、1945年11月3日に開催された日本農民組合結成準備懇談会に、栃木県代表の一員として参加した浜野は、日農栃木県連（委員長大屋政夫）の常任委員（青年部長）に就任し、46年5月の第二回県連大会において書記長に就任した<sup>41)</sup>。また浜野は自ら居住する南犬飼村において、1945年12月13日に日農南犬飼支部を結成し、18日に開催した農民大会で、村に対して①非耕作地主の保有米優先権の禁止、②土地の取上禁止、③管理米及び調整米の集荷及び配給実態の透明化、④軍需物資の払い下げ状況の公開、⑤山林、落葉の村民への解放、⑥配給物資の公平を期すため配給委員会を設置し、民間より委員を選出すること、などを要求する村政民主化運動を開始した。また村内地主に対しては、同年度の小作料の大幅減免と金納化を要求し、従来の契約小作料の5割相当を金納化することを、承諾させるという成果をあげたのである<sup>42)</sup>。

日農栃木県連は他の県連同様、1945年産米供出における幣原内閣の強権発動に対して46年3月23日から25日にかけて、1万2千人と報じられた農民を県庁前に動員し、県側と交渉した結果、強権発動の撤回こそならなかったものの、県側に①強権発動の対象に関しては部落常会の意見を尊重する。また農民組織の意見も歓迎する。②保有米は供出率の如何にかかわらず、一人当たり一日二合三勺とし、これを六月末まで保有せしむ。七月以降は還元配給す。強権発動したものに対しては県が責任をもって右の点を保証す。③八十五%をこゆる供出米は、これを

町村内に保管し、還元米に充当す。なお田植期の配給についてはこれを加配す。④地主保有米は六月末日までの分とし、他はすべて自主的に供出せしむ。等の妥結を得ることに成功している<sup>43)</sup>。

また栃木県連の運動方針は供出制度と正面から対決する姿勢をとらなかつた点に特徴が見られる。前述の第二回県連大会においては副議長柳正一が次のような方針を説明している。

「供出制度は徴兵、徴用と共に戦時的制度であり早急に消滅さるべきものである。しかし現在の食糧事情はこれを許さないが故に吾々は一応供出制度を認めてこれを経済的軌道に乗せるべく努力をせねばならぬ<sup>44)</sup>」。

そのうえで、強権発動には反対方針を示し、割当の適正、部落共同責任の確立、供出委員会構成の耕作者本位への改組など、制度の運用の適正化を求める方針を展開したのであった。順法運動を徹底した栃木県連は、1946年、1947年産米供出では華々しい成果をあげることができなかった反面、占領軍の厳しい介入を受けることも回避することに成功したといえる。そうしたなかで、占領後期に入った1949年産米供出において、白葉枯病の流行により不作に陥った佐野市佐野地区、旗川地区における強権発動に対して抗議運動を組織し、割当の方法、異議申立の処理、強権発動の手法等における法的不備を指摘し、市による押収米の自主供出分への切り替えと、予定されていた追加強権発動の断念を勝ち取ることに成功するという成果もあげた<sup>45)</sup>。こうしたなかで、日農栃木県連指導による供出運動で最も注目されるべき成果をあげたのが、南犬飼村における1950年産麦を巡る供出運動であった。

ところでそもそもこの1950年産米麦供出は、前述したように戦後食糧供出のなかでも異質な性格を持つ供出であった。この時期すでに戦後食糧危機の緩和傾向は明白であり、イモ類については1949年12月に統制が撤廃されていた。さ

らに自由党政調会が1950年3月に決定した農業進展政策基本方針では、昭和二六米穀年度からの主要食糧統制を全廃することが明記され、1950年8月から10月までの3ヶ月間を統制撤廃の準備期間とすることが定められていた<sup>46)</sup>。つまり供出制度はその廃止へ向けたカウント・ダウンが始まっており、そのため、同年産麦は前年に比べて若干の減収があったが、減額補正は充分認められるだろうとの、楽観的な空気が漂っていたのである<sup>47)</sup>。

しかし事態は一変する。1950年6月25日、突如開戦した朝鮮戦争によって、占領軍の同年産麦供出に対する関心が一挙に高まったのである。7月には総司令部から日本政府に対して、同年産麦の供出割当は事前割当を下ることを得ずとの強い意向が伝えられたのであった。当時の農林大臣広川弘禪は折衝を行なったが、総司令部は「最高司令官が極東の政治経済情勢の安定のため全面的努力を傾倒し、アメリカの市民が重税に耐えているとき、日本政府に対しその食糧確保に対する責任を全うせよとの指示をしなければならぬことは寒心に耐えない」と強硬な姿勢を崩さず、重ねて「25年産麦の事前割当を下る補正を認めないことおよび超過供出特別価格は基本価格の1.25倍以上の支払をなしえないこと」が指示されたのである<sup>48)</sup>。

当初栃木県における同年産麦の事前割当は40万石であり、不作による減額補正請求が7万5千石申告されていた。しかし以上のような情勢のなかで、知事会決定で認められた補正は申請の半分に満たない3万5千石に過ぎず、さらに超過割当7万5千石が割り当てられたのである。県内の郡別割当会議において、県当局はGHQ天然資源局の覚書を提示し、今回の超過割当が占領軍による超法規的な命令であるとして、県農業調整委員の承認を求めたのであった<sup>49)</sup>。しかし会議上で下都賀郡の南犬飼村と姿村の代表はこれを拒否し、会議から退場した<sup>50)</sup>。南犬飼村の場合、事前割当量は50,135石(13,944俵)

に対して補正600俵、超過割当4,260俵であった。村農業調整委員会では超過割当に応じるか否かが議論されたが、日農所属の村委員は、超過割当が食確法に違反するのではないかという点を掲げて割当の返上を主張した。

この点について説明を加えると、食確法は、事前割当の後に災害等による減収に応じた減額補正を行なうことが制度化されていたが、立法の過程で、増収による超過割当を禁ずる規定が盛り込まれていた(法第4条第2項、第3項)。この同法の超過割当禁止規定は、その後、占領軍によって問題視され、いわゆる経済安定九原則から派生した、1948年12月24日の覚書「主要食糧の集荷に関する件」(SCAPIN6257-A)により追加割当の法制化が指示された。政府は食確法の改正案を第5国会に提出したが、野党の抵抗により審議未了となり、政府は最終手段として1949年12月7日、いわゆるポツダム政令として「食糧確保のための臨時措置に関する政令」を公布施行し、追加供出の法制化を法文化したのであった<sup>51)</sup>。ただ同政令も超過供出を割り当てることができるのは、増収があった場合としていることから、減収を主張している犬飼村側は法律的に争う余地があると考えられたのである。

村農業調整委員会は1950年9月17日、食確法に基づく異議申し立てが有効であることを確認の上で割当を承認し、日農南犬飼支部では村内のほぼ全戸に異議申立申請書類を配布することで、対抗する方針をとった。これに対して県側は9月25日に小平重吉知事が来村し、「供出が出ないと私が沖縄にいかなければならない」、「君も供出阻害でやられるぞ」などと協力懇請を行なった。また翌26日には関東民事部天然資源課長バーコー大尉が県庁職員を帯同して来村、未完納者約500名を小学校講堂に集めて講演を行った。講演後の質疑で浜野は大尉と次のような質疑を行なったという。

問「どうしてもないものに割当が来ているがこ

ういうものはどうすればよいか」

答「ないものは供出できない。しかし不正直なものもあるから、ないというだけでは信用できない場合もある。要は良心に恥じない行動をとることだ」

問「ないものは異議申立てをすることによってそれを的確にしておく必要があると思うがどうだ」

答「ほり下げた問題はよくわからない。県と相談せよ」

この応答によって、少なくとも占領軍が、超法規的な供出を要求していないという感触を得たことは運動の突破口となった<sup>52)</sup>。翌9月27日の県経済部長との応答において、杉野健男経済部長が「県の割当は命令によって行なったもので食確法を適用したものではない。したがって異議申立は認められない」と回答したことによって、行政側に供出の法的根拠を巡る解釈の非統一がある点が発覚したからである。南犬飼支部では本当に供出できない農家を強権発動から守るため、供出可能な農家からは供出させる方針をとりつつ、29日に浜野が上京し、食糧庁業務部長と会見し、「今年の麦の供出に就いて、総司令部から強い勧告があったことは事実である。しかしそれは超法規的なものではない。したがって割当は原則として食確法によって行なわれる。行政措置として食確法によらない割当もできるがその場合は強制力が無い。異議申立ては勿論できる」と、県側回答と異なる見解を引き出した<sup>53)</sup>。

浜野等はこうした見解の不一致を盾に県側との交渉を続けた。村行政が超過割当は占領軍命令であるため、異議申立が認められないという県側の主張を流布したことによって、多くの農家が止む無く供出に踏み切ろうとするなかで、県経済部が占領軍の勧告を拡大解釈して食確法の趣旨に反する割当を行なった点を指摘するビラを村内に配布した結果、村内には県当局を批判する空気が再び高まった。地方事務所からの

督励調査に対して、村農業調整委員会も、割当の決議は超過割当が「占領軍命令」であることを前提に成り立っており、その前提が否定された以上、協力はできないと、督励への協力を拒絶した。

その後県は、ポツダム政令に基づく強権発動を予告することで、未供出者への圧力をかけ続けたが、10月28日、県農業調整委員会は供出未完遂の二十ヶ町村に対してポツダム政令による強権発動を求める県側原案を否決し、逆に「ポツダム政令の発動は市町村農業調整委員会及び地区農調委員会の議決を経て、市町村長が県に申請した者におこなう」という決議を採択した。さらに11月1日の下都賀郡東部地区農調委員会でも県経済課が当初超過割当が占領軍命令であり、食確法・ポツダム政令に定められた異議申立権が認められないかのごとく言明してきたことへの批判が集中し、強権発動の議案を撤回させた。その後、ポツダム政令に基づく強権発動に同意しない市町村長が続出し、県内での強権発動は困難な状態に追い込まれたのである<sup>54)</sup>。

こうして県側による超過割当の督励は頓挫したが、さらに南犬飼村では11月16日の村農業調整委員会において「供麦問題の責任を解決しない限り昭和二五年産米超過並びに補正割当の協議を拒否する」との決議がなされ、県側の責任への追求が続いた。ここに至って12月6日の村農業調整委員会議に県経済部長が出席し、「占領軍関東民事部の覚書は県知事に対しては、命令だが個々の農民を規制するものではない。それを知事が明らかに徹底させなかったのは間違いであった」と陳謝し、50年産麦未供出分600俵を今後追及しないことが言明され、あわせて村民に対して県から酒2斗2升が「あやまり酒」として提供されるという結末を迎えたのだった<sup>55)</sup>。

## 2. 間接占領の矛盾に迫った運動

南犬飼村の事例は、戦前来の農民運動家が展開した高度な順法運動であった。県当局の供米督励の根拠法を巡る認識の混乱を突き、最終的には一部分とはいえ、割当を撤回させるところにまで及んだ事例は稀なケースであったといえる。またこの運動は、占領軍による間接統治制度そのものの持つ矛盾に迫る性質を孕んでいた。GHQによる占領政策は一般に日本政府や地方行政に対して、「覚書」を通じた間接的指示を出すことによって間接的統治を行ってきた。こうした占領手法を用いるメリットは、占領統治の行政コストの削減と、占領政策そのものに対する被占領国民の反発が、直接占領軍に及びにくい点にあった。原則として当時の日本の国内行政は日本の国内法によって運営されていたわけであり、占領軍の意向を強行したい場合でも、ポツダム政令という手法が用いられてきた。

その意味で、ポツダム政令である「食糧確保のための臨時措置に関する政令」の範囲すら逸脱して出された50年産麦供出に関する占領軍の行政への指導は、朝鮮戦争序盤における劣勢を背景として出された異例ともいえる性格のものであったといえるだろう。

浜野清らが指導した日農南犬飼支部は、占領軍の指導が既存法令の範囲を逸脱していることを指摘し、これを強行しようとした県の行政機能を一時的に麻痺させる事態を招いたのである。無論栃木県当局はこの点において、関東民事部と農民組合勢力の板ばさみになった側面も持つわけであるが、県行政側がそれまでの供出督励で安易に占領軍権力を「印籠」として行使してきたことが、県経済部の不正確な発言のきっかけとなり、日農の反攻を招いた側面を指摘することができる。

ただし当初あれほど強力だった、占領軍の50年産麦供出への介入圧力にも関わらず、南犬飼

村の運動が貫徹された背景には、朝鮮戦争の戦況の変化があったと考えるべきだろう。開戦当初劣勢にあった米軍および韓国軍は、9月15日に仁川上陸作戦の成功後は反攻に転じ、29日にはソウルが奪還され、その後は中国人民解放軍の参戦などあったものの、基本的に緊張は緩和へと向かった。栃木県当局の予測を裏切って、関東民事部が南犬飼村争議にその後、ほとんど介入らしい介入を行っていない背景には、以上のような戦局の変化があった可能性が高い。南犬飼村の一連の運動は戦後冷戦構造の極めて微妙な均衡のなかで、「勝利」を収め得た事例だったのである。

### 小括

以上本稿では占領初期から後期にかけて発生した、代表的な供米運動の事例を紹介してきた。戦後の食糧供出問題は、当時の日本が占領軍からの輸入食糧に依存せざるを得ない需給環境にあったがゆえに、国内の農業生産動向のみならず、占領政策の変動に強く影響を受けながら展開せざるを得なかった点に特徴があった。したがって供出を巡る農民運動も、占領政策との関連を第一に理解する必要がある。

第一次供米運動を代表する折原村争議は占領政策の初期、占領軍が日本の「統治」よりも「民主化」を前面に押し出すなかで、村政民主化運動が占領軍の支持を受けながら推進された点に特徴があった。食糧供出に関しても、村政改革によって村内割当プロセスにおける不公正を払拭することが重視され、供出制度そのものや、市町村に対する割当量そのものに批判が向かない限りにおいて、この時点では占領政策と根本から対立するものではなかったのである。占領軍の権威を背景に村政民主化を達成した折原村では、その後供出制度と証明から対立することなく、開墾や農事改良に運動の道筋を見出していった。

しかし占領政策が本格化し、都道府県への地方軍政部設立が軌道に乗ると、占領軍は「民主化」の担い手のみならず「統治」者の側面を見せはじめる。農村対策として、農地改革は「民主化」、供出問題は「統治」の問題に分類されてゆくのである。こうしたなかで、花岡町の供米運動は、市町村に対する割当量計算に対する批判という、第一次供出運動より一步進んだ問題点を提示し、農民による自主供出という運動路線を掲げて運動を展開した。しかし結果として「統治」者の貌をみせる占領軍権力と、ほぼ正面から対峙してしまうことによって、大きな挫折を味わうことになったのである。花岡町の運動の挫折をきっかけとして、その後の農民運動は供出問題から占領権力と衝突しない、農地改革問題へと重心を移してゆくことになる。

しかしその後、農地改革が一定の成果をあげ、同時に日本経済の復興の道筋が明瞭化してゆくなかで、農民運動家のなかに、反封建運動から反独占運動への路線転換の象徴として、供米運動を再定義する動きがでてきた。その代表的事例が常東農民組合による49年産米を巡る供米運動であった。この運動は占領軍組織の縮小時期に当たっていたこと、制度改正を巡る行政の手続き上の不備を突いたことなどによって、一定の成果を上げたが、同時にかつて村政民主化運動や土地運動で活躍し、その過程で村政に進出していった組合員達が、既存の行政権力に対するオルタナティブを構想する運動方針から離反してゆくという、反独占運動の限界、及び土地運動と供米運動の相互関連に関わる問題点を表出させたという意味において示唆の多い事例となった。

占領の末期、占領軍に異例の緊張感をもたらしたのが、朝鮮戦争の勃発であった。国内世論が主要食糧の統制撤廃の議論に流れるなかで、1950年産麦供出における占領軍による異例の厳しい督励は、全国の麦産地に混乱をもたらした。こうした督励に対して栃木県南犬飼村では、超

過割当の法的根拠を巡って県側と激しい交渉を展開し、県側の指導が法的強制力を持たないものであることを明らかにした。法的根拠を越える供出を指導したのは占領軍であり、この対立は占領権力と日本の民衆が正面から衝突する可能性を内包するものであった。しかし戦局の変化により、県行政側が折れることによって、本格的衝突は回避されたのである。

本稿で紹介した事例が、供出制度に対して明確に抵抗の姿勢を示した尖鋭的な事例を選択したものであることは否めない。これらの事例分析は最も尖鋭的であるがゆえに、占領期の食糧供出制度の問題点・矛盾をあぶりだす為には有効なものであったと考える。しかし全国的には第一次供米運動期を除けば、大きな運動に至らず供米に応じた農村が国内では大多数であったし、農民運動指導者のなかには、むしろ都市住民の食糧難を救うことを重視し、供出督励を積極的に行なった者も存在した<sup>56)</sup>。また供出制度に対する不満をもっと消極的な形（闇取引や耕作放棄）で表現した農家が多数派を形成していたであろうことは想像に難くない。そのうえで、このような矛盾と困難を農村現場に強い、部分的には大きな抵抗運動に結びついた食糧供出問題が、なぜ曲がりなりにも敗戦後10年間存続し得たのか。この部分は別途明らかにされなければならないのである。これについて、基本的論点を既に筆者は提示したことがあるが、耕作放棄問題等、別途説明すべき論点は残されている<sup>57)</sup>。別稿を期したい。

## 注

- 1) 運動の性格から、正確には「反」供米運動と述べるべきだろうが、煩雑さを避けるために「供米運動」とする。また本来戦後の供出は「総合供出制」であり、米の他に麦類・イモ類、雑穀等を含むものであるが、これも同様の理由から「供米運動」と表記を統一した。
- 2) 田中学「農民組合と農民運動」（東京大学社会科学

- 学研究所編『戦後改革 6 農地改革』東京大学出版会、1975年所収)。
- 3) 前掲田中267頁。
  - 4) 前掲田中292頁。
  - 5) 前掲田中272頁。
  - 6) 坂本昇『近代農村社会運動の群像』(日本経済評論社、2001年)。
  - 7) 前掲坂本著135頁。
  - 8) 北條英『民主農村建設記』(1946年、解放社) 8頁。ただし同書は北条自らの執筆であること、さらに北条自身の活動を伏して表記している点など、史料批判上慎重を要する点がある。
  - 9) 前掲北條著11頁。
  - 10) 前掲北條著15頁。
  - 11) 米国戦略爆撃調査団 (United States Strategic Bombing Survey) を指すものと思われる。
  - 12) 前掲北條著37頁。
  - 13) 前掲北條著29頁。
  - 14) 前掲北條著88頁。
  - 15) 前掲北條著24頁。
  - 16) 大島清『三重県農民運動史』(法政大学経済学部 学術研究部農業問題研究会、1955年) 111頁。
  - 17) 前掲大島著119頁。
  - 18) 前掲大島著120頁。
  - 19) 三重県自主流通米協議会『食糧管理に関する三重県行政のあゆみ』(1972年) 158頁。
  - 20) 前掲大島著122頁。
  - 21) 農民運動研究会編『日本農民運動史』(御茶の水書房、1989年) 657頁。
  - 22) 松村勝純「GHQ/SCAP 文書と戦後教育改革—三重県軍政部の活動を中心として—」(『三重県史研究 創刊号』所収)。
  - 23) 『三重県史 資料編 現代2 産業・経済』(1993年) 111頁。原史料はGHQ/SCAP 文書『Annex D to Mie Military Government Team Activities Report, March 1947』国立国会図書館憲政資料室蔵。
  - 24) バーンズ少佐は1947年3月に着任した2代目の軍政部長であり、48年3月まで在任した。
  - 25) 前掲『食糧管理に関する三重県行政のあゆみ』158頁。
  - 26) 槌谷定子「回顧録 終戦直後の三重県」(『三重県史研究 第4号』1987年)、著者の槌谷氏は三重軍政部の日本人スタッフとして勤務し、ジープによる供米督励に同行した経験を持つ。その後軍政部が民事部に改称された後は、東海北陸地方民事部経済課に転属し、4Hクラブの育成に務めた。
  - 27) 農民運動研究会編『日本農民運動史』(御茶の水書房、1989年) 1129頁。当該部分の執筆は山口武秀によるものである。
  - 28) 前掲『日本農民運動史』1130頁。
  - 29) 前掲『日本農民運動史』1131頁。
  - 30) 山口武秀『農民運動家の記録』(三一書房、1972年) 30頁。
  - 31) 前掲『日本農民運動史』1137頁。
  - 32) 前掲『日本農民運動史』1141頁。
  - 33) 山口武秀『戦後日本の農民運動』(黄土社、1953年) 45頁。
  - 34) 前掲『戦後日本の農民運動』46頁。
  - 35) 前掲『戦後日本の農民運動』47頁。
  - 36) 前掲『戦後日本の農民運動』48頁。
  - 37) 前掲『戦後日本の農民運動』50頁。
  - 38) 川俣英一「占領政策の地方的展開」(『茨城県立歴史館報』第17号、1990年)。
  - 39) 茨城新聞社史編さん委員会編『茨城新聞百年史』(茨城新聞社、1992) 296頁。
  - 40) たとえば拙稿「戦後群馬県の食糧供出問題—米「移入県」としての特質」(『同時代史研究 第2号』2009年)。
  - 41) 浜野清『栃木県農民運動史 戦後編』(1992年) 15頁。
  - 42) 青木恵一郎編『日本農民運動史料集成 第三巻』(三一書房、1977年) 22頁。
  - 43) 前掲浜野著45頁。なおこの時期の日農栃木県連の運動方針に「個人割当を廃止して部落割当とすること」という要求項目があることは興味深い。戦後における個人割当は、戦時期における部落責任割当に対する批判として、戦後供出の「民主化」の一環として政府側が提示したものであった。し

かし日農栃木県連はこれを「個人割当の現状にては部落有力者が独善的に少数の役員にて親戚役員のみ都合よく不公平なる割当をなす結果となる」という理由で反対している。つまり割当プロセスの透明化の前に、個人割当のみを導入することで一部農民の供出負担を一層重くする可能性を考慮してのことであった。

- 44) 前掲浜野著57頁。
- 45) 前掲浜野著220頁。
- 46) 日本農政史編集委員会編『戦後日本農政史資料総覧』（戦後日本農政史刊行会，1967年）87頁。
- 47) 食糧庁『食糧管理史 各論Ⅱ』（1970年）804頁。  
食確法では、収穫確認前に割当量を決定する事前割当制度が導入され、作況確認後に減収に応じた補正がなされることになっていた。しかし増収の場合の追加割当については、後述のように制度化されていなかった。
- 48) 前掲『食糧管理史 各論Ⅱ』805頁。
- 49) 農業調整委員会は、食確法に基づき、従来の食糧調整委員会を改組した委員会である。割当の議決機関であった食糧調整委員会から、諮問機関へ権限が縮小された。
- 50) 前掲浜野著224頁。
- 51) 前掲『食糧管理史 各論Ⅱ』617頁。
- 52) 前掲浜野著225頁。
- 53) 前掲浜野著226頁。
- 54) 前掲浜野著231頁。
- 55) 前掲浜野著239頁。
- 56) 拙稿「占領期新潟県の米穀供出問題」（『社会科学年報』，2005年所収）において、新潟県における農民運動指導者、玉井潤次などの活動について紹介している。
- 57) 拙稿「食糧供出と農地改革—埼玉県南埼玉郡八條村を事例として—」（『土地制度史学』161号，1998年所収）